

函館市産業支援センター開放施設使用許可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市産業支援センター条例（平成10年函館市条例第10号。以下「条例」という。）および函館市産業支援センター条例施行規則（平成10年函館市規則第31号。以下「規則」という。）に定める函館市産業支援センター（以下「センター」という。）の開放施設の使用許可について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定による使用の許可（開放施設の使用に係るものに限る。）を受けようとする者は、規則別記第2号様式の申請書により使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3月前の日の属する月の初日から使用日までに市長に申請するものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第3条 指定管理者に条例第19条第2項の業務を行わせる場合における前項の規定の適用については、同項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。